

2006年5月10日

インターネット選挙活動調査会 中間報告

民主党 インターネット選挙活動調査会

はじめに

わが国のネット普及はめざましい。総務省の『平成17年情報通信に関する現状報告』によれば、平成16年末におけるインターネット利用人口は7,948万人、全人口に占める利用人口の割合は62.3%に上ると推計されており、様々な分野で活用されている。

政党や議員がホームページを開設して政策情報等を提供したり、メールなどを通じて国民との間で様々な意見交換を行うなど、政治活動においてもインターネットは欠かせないものとなっている。

しかし、選挙期間中は公職選挙法でビラやはがきを除き、選挙運動のために使用する文書図画は頒布できないと規定されていることから、インターネットを活用した選挙運動はできないのが現状である。

これに対して、アメリカ、イギリス、ドイツなどの多くの国では、選挙活動にインターネットを用いることについてほとんど規制がなく、インターネットを活用した選挙活動が行われている。また、フランスではインターネット上の商業広告を使った選挙活動の一定期間禁止、投票日前日以降のインターネット・サイトの更改禁止等、韓国では候補者等に関する虚偽事実の流布・誹謗の禁止、受信を拒否した者に対するメールの送信禁止等、一定の規制をかけた上でインターネット選挙活動を認めている。

これまで民主党は、インターネットを用いた選挙活動が、情報を発信する政党や候補者サイドのみならず、情報を受ける有権者にとっても有益であることから、1998年以来3度にわたり、インターネット選挙解禁を図るための公職選挙法改正案を提出してきた。今般、従来提案してきた民主党案のバージョンアップをはかり、インターネット選挙活動の解禁について論点整理と提案を行う。

なお、技術の進歩などをふまえて、必要であれば適宜見直しを行うことは当然である。

1 インターネット選挙活動を解禁する目的

(1) 有権者の選挙に対する関心を高める

通信・情報入手の手段として定着しているインターネットを用いた選挙活動を解禁することで、有権者は選挙情報や候補者情報に接する機会が増える。その結果、有権者の選挙に対する関心が喚起され、投票率が向上することも期待

される。

(2) 政策本位の選挙を実現する

選挙期間中のホームページの更新やメールマガジンの送信などを解禁すれば、政党や候補者等は政策に関する情報を詳細に提供することができるようになる。その結果、有権者は政策をよりの確に理解した上で投票することが可能になり、政策本位の選挙が実現する。

(3) 候補者と有権者との対話を促進する

現行制度のもとでは、有権者が選挙期間中に候補者とコミュニケーションをとるためには、街頭演説や集会、選挙事務所等に足を運ばなければならない。

選挙期間中に、メールやチャット、掲示板等を利用できれば、インターネット上で有権者と候補者との対話を実現する。その結果、従来よりも候補者の考え方や人となりを理解した上で投票することができるようになる。

(4) カネのかからない選挙を実現する

ホームページやメール等は、低廉なコストで広範囲に情報を提供することができる媒体である。インターネット選挙活動の解禁により、選挙活動費用の抑制が可能になる。

(5) 在外邦人・障がい者等への対応

2005年9月に、在外邦人の選挙権を制限する現行公職選挙法は違憲との最高裁判決が出された。在外邦人が候補者情報を知ることができるようにするためには、インターネットを用いることが有用である。

また文字、図・画像、音声などを伝達することができるインターネットは、聴覚障がい者や視覚障がい者にとって情報を入手するための重要な手段であることから、早期にインターネット選挙活動を解禁する必要がある。

2 具体的制度設計

(1) インターネット利用の原則解禁

インターネットの形態のうち多くの人に利用されているものとして、ホームページ、メール、ブログ等が挙げられる。しかし、インターネット関連技術の進歩はめざましく、今後次々に新しい形態が登場することが予想される。

インターネット選挙活動の解禁に際し、利用可能な形態を限定列挙する方

法をとると、新しい形態が登場する度に法改正が必要になる。
インターネットの急速な進歩に対応するため、選挙活動に用いることができる形態を限定しないこととする。

(2) 第三者による選挙活動の促進

政党や候補者だけでなく、それらに属さない第三者もインターネットを用いた選挙活動をできるようにする。

それにより、誰もが自らのホームページやブログ等を活用して政党や候補者の政策に関する意見を発信する、メールを利用して知人に投票を呼びかける、掲示板やチャットで政策に関する議論をするといったことが可能になる。

(3) インターネットにおける有料広告の解禁

現行法では選挙期間中、一定の制限内での新聞広告を除き、有料広告を掲載することが禁止されている。

今回の提案では、可能な限りインターネットの利便性を享受する観点から、インターネット上の有料広告を解禁することとする。ただし、有料広告を利用できるのは、法定選挙費用の規制がかかる候補者のみとする。

また、現行法では主としてあいさつ目的の有料広告を禁止している。インターネットにおいても、あいさつ目的の有料広告については禁止することとする。

(4) インターネット等を用いた選挙期日後のあいさつ行為の解禁

現行法は、選挙期日後のあいさつ行為について制限を設け、ビラやはがき等文書図画の頒布によるあいさつ行為は、多額の金がかかるといった理由から禁止している。

一方、あいさつ行為にインターネットを用いる場合は低廉な費用で済むことから、インターネットにおいては選挙期日後のあいさつ行為に規制をかけないこととする。

(5) ホームページに掲載された選挙運動用文書の選挙期日後の削除義務

インターネット上に掲載された選挙運動用文書をそのまま放置すると、次の選挙に向けた事前運動と区別できなくなるおそれがある。そのため、選挙期日後にインターネットで用いた選挙運動用文書を削除することを義務付ける。

(6) 人気投票の公表の禁止

現行法では、有権者の投票行動を歪めるおそれがあることから、人気投票の経過又は結果を公表することは禁止されている。同様の理由から、インターネットにおいても人気投票の結果を公表することを禁止する。

(7) インターネット選挙活動の解禁に伴い生じることが懸念される事項への対処法

不正行為

選挙活動に関するメール送信者・ウェブサイト開設者に以下の義務を課すことにより、誹謗・中傷等を行いにくくする。

- ・ メール送信者・ウェブサイト開設者に対して、メールアドレスを表示することを義務付ける。
- ・ メール送信者に対して、メールの本文中に実名を記載することを義務付ける。

不正行為とその対処法

不正行為	対処法
他人になりすまして行うウェブサイトの開設・掲示板への書き込み・メールの送信等	罰則を新設
掲示板又はメールを用いた誹謗・中傷	名誉毀損罪（刑法230条） 侮辱罪（刑法231条）
候補者についての虚偽事項の公表	虚偽事項公表罪（公選法235条）
候補者等のウェブサイトの改ざん	選挙の自由妨害罪（公選法225条） 不正アクセス罪（不正アクセス禁止法3条）
ウイルスの頒布・DoS攻撃	（受信者に対する）電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法234条の2）

誹謗・中傷などの書き込みについては、プロバイダ責任制限法があるため、プロバイダの適切な対応が期待される。

中央選挙管理委員会のもとに、不正行為を監視するための組織を設置する。

メール受信料への対応

選挙期間中に、大量・大容量のメールが有権者に届くことが想定される。携帯電話等の場合には受信者にもメール受信料が課金され、金銭的被害が生じるおそれがあることから、その対処方法が必要である。

メール送信者に対し、メールの受信者が選挙活動メールの受信を拒否する手段を確保することを義務付ける。その上で受信拒否の意思表示をした者に対するメール送信を禁止する。

(8) 選挙活動費用の制限

インターネットを用いた選挙活動に要する費用を選挙運動費用の総額に算入する措置を講ずることで、インターネットに関しても費用の制限をかけることとする。

(9) インターネット選挙活動の普及促進

インターネット選挙活動を普及させるため、全ての選挙管理委員会に以下の措置を義務付ける。

- ・ホームページを開設する。
- ・候補者のホームページを選挙管理委員会のホームページにリンクさせる。
- ・ホームページ上で選挙公報を公開する。

(10) 選挙に関するノーアクションレターの導入についての検討

インターネット選挙運動の解禁により選挙活動の幅が広がるため、処罰適用の予見可能性を高める必要がある。

金融行政等において用いられているノーアクションレター（書面による事前照会制度）に倣い、行政当局が候補者からの書面による事前照会に対してその見解を書面により明らかにする制度などについて検討する。

(11) 法施行後の検討

国政選挙ごとに実際の選挙で起きた問題点等を検証し、必要な措置を講ずる。

以上